

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令

○改正のポイント

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（政令第十二号）（総務省）

- 1 屋外の場合において貯蔵し、又は取り扱うことのできる危険物に、第二類の危険物のうち引火性固体（引火点が零度以上のものに限る。）並びに第四類の危険物のうち第一石油類（引火点が零度以上のものに限る。）及びアルコール類を追加することとしている。（第二条第七号関係）
- 2 第二類の危険物のうち引火性固体（引火点が二十一度未満のものに限る。）又は第四類の危険物のうち第一石油類若しくはアルコール類を貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準を超える特例を、総務省令で、定めることができることとしている。（第十六条第四項関係）
- 3 この政令は、平成十四年四月一日から施行することとしている。

○政令第十二号（平成十四年一月二十五日）

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令
内閣は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）
第十条第四項の規定に基づき、及び同法を実施する
ため、この政令を制定する。

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第
三百六号）の一部を次のように改正する。第二条第
七号中「二十一度」を「零度」に、「第二石油類」を
「第一石油類（引火点が零度以上のものに限る。）、
アルコール類、第二石油類に改める。

第十六条に次の一項を加える。

4 第二類の危険物のうち引火性固体（引火点が二
十度未満のものに限る。）又は第四類の危険物のう
ち第一石油類若しくはアルコール類を貯蔵し、又
は取り扱う屋外貯蔵所については、当該危険物の
性質に応じ、総務省令で、第一項に掲げる基準を
超える特例を定めることができる。

附 則

- 1 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

消防法施行規則の一部を改正する省令

○総務省令第三号（平成十四年一月二十五日）

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七
条の八第五項の規定に基づき、消防法施行規則の一
部を改正する省令を次のように定める。

消防法施行規則の一部を改正する省令
消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の
一部を次のように改正する。

第三十三条の十一に次の一項を加える。

- 6 五年以上消防団員として勤務し、かつ、消防組
織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十
六条第四項の消防学校の教育訓練のうち専科教育
（消防学校の教育訓練の基準（昭和四十五年消防

庁告示第一号）第二条第四項の専科教育をいう。）
の機関科（同基準別表第五第三項の機関科をい
う。）を修了したものに対しては、第五類又は第六
類の指定区分に係る乙種消防設備士試験について、
申請により、前条第一号の試験科目及び実技試験
を免除する。

別記様式第二号の六を次のように改める。

附 則

この省令は、平成十四年七月一日から施行する。
ただし、別記様式第一号の六の改正規定は、同年
四月一日から施行する。

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

○総務省令第四号（平成十四年一月二十五日）

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十三条
の三第五項並びに危険物の規制に関する政令（昭和
三十四年政令第三百六号）第十条第一項第四号、第
十五条第四項、第十六条第四項、第十八条の二第一
項、第二十条第一項、第二十条第一項第一号及び第
二號、第二十六条第一項第二號、第三號の二、第十
一號及び十一號の二並びに第二十七条第三項第一號

の規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部
を改正する省令を次のように定める。

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令
危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府
令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二第三号中「第十三条の二」を「第十
三条の二の二」に改める。

第二十四条の八第六号中「第二十四条の五第四項

第二号」を「第二十四条の五第五項第二号」に改める。

第二十四条の十二の次に次の一条を加える。

(引火性固体、第一石油類又はアルコール類の屋外貯蔵所の特例)

第二十四条の十三 第二類の危険物のうち引火性固体(引火点が二十一度未満のものに限る。以下この条において同じ。)又は第四類の危険物のうち第一石油類若しくはアルコール類を貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所に係る令第十六条第四項の規定による同条第一項に掲げる基準の特例は、次のとおりとする。

一 引火性固体、第一石油類又はアルコール類を貯蔵し、又は取り扱う場所には、当該危険物を適温に保つための散水設備等を設けること。

二 第一石油類又はアルコール類を貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲には、排水溝及びためますを設けること。この場合に於いて、第一石油類(水に溶けないものに限る)を貯蔵し、又は取り扱う場所にあつては、ためますに油分離装置を設けなければならない。

第二十八条の四十二中「第十三条の二」を「第十三条の二の二」に改める。

第三十三条第一項第五号中「屋外貯蔵所にあつては」を「屋外貯蔵所のうち」に、「もので」を「ものにあつては」に改め、「以上のもの」の下に「、令第十六条第四項の屋外貯蔵所にあつては指定数量の倍数が百以上のもの」を加える。

第三十四条第一項第四号中「未満のもの」の下に「、令第十六条第四項の屋外貯蔵所にあつては指定数量の倍数が十以上百未満のもの」を加える。

第三十九条の三第一項第二号中「容器(」の下に「第四十条の二及び」を加える。

第四十条の二中「場合にあつては、四メートル」を「場合(機械により荷役する構造を有する容器のみを積み重ねる場合を除く。)にあつては四メートル、

機械により荷役する構造を有する容器のみを積み重ねる場合にあつては六メートル」に改める。

第五十五条に次の一項を加える。

7 丙種危険物取扱者試験を受ける者であつて、五年以上消防団員として勤務し、かつ、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第二十六条第四項の消防学校の教育訓練のうち普通教育(消防学校の教育訓練の基準(昭和四十五年消防庁告示第一号)第二条第三項の普通教育をいう。第五十七条において同じ。)又は専科教育(同基準第二条第四項の専科教育をいう。第五十七条において同じ。)の警防科(同基準別表第五第一項の警防科をいう。第五十七条において同じ。)を修了したもののについては、第三項第一号の試験科目を免除するものとする。

第五十五条の二中「同条第三項各号の試験科目」の↑に「(同条第七項の規定により試験科目の壺が免除された者については、当該免除された試験科目を除く。)」を加える。

第五十七条第二号の次に次の二号を加える。

二の二 第五十五条第七項の規定により試験科目の一部の免除を受けようとする者は、次に掲げる書類

イ 五年以上消防団員として勤務したことを証明する書類

ロ 普通教育又は専科教育の警防科を修了したことを証明する書類

別記様式第二十五を次のように改める。

附則

1 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第五十五条に一項を加える改正規定、第五十五条の二の改正規定及び第五十七条第二号の次に毒を加える改正規定は、同年七月一日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。